

■ 民事司法改革に関する日弁連と最高裁の協議について（概要）

日弁連は、2014年9月から約1年半にわたり、最高裁判所との間で「民事司法改革に関する日弁連・最高裁協議」として、論点ごとに4つの部会を設置して協議を重ね、2016年1月に一定の成果を上げて、同協議を終了した。以下はその概要（※詳細は「自由と正義」の各記事を参照）。

親 会

- 2014年9月3日～2016年1月15日（合計10回開催）
- 【日弁連側】担当執行部＋民事司法改革推進本部メンバー，【最高裁側】事務総局各局長・審議官
- 4つの部会の検討状況の報告を受け、意見交換や成果の見通しに関する議論を行った。

1 「基盤整備」部会

- 2014年10月29日～2015年12月2日（全9回）

成 果

- 労働審判実施支部の拡大：3支部 ※2017年4月～
→ 静岡地裁浜松支部，長野地裁松本支部，広島地裁福山支部
- 裁判所支部における支部長の常駐化：1支部 ※2016年4月～
→ 松江地家裁出雲支部
- 裁判官のてん補回数増加：3支部及び2出張所 ※2016年4月～
→ 支部 / 静岡地家裁掛川支部，神戸地家裁柏原支部，高松地家裁観音寺支部
家裁出張所 / さいたま家裁飯能出張所，岡山家裁玉島出張所

※上記のほか、①裁判官が常駐していない支部における裁判官のてん補日以外の期日の実施及び②受付業務のみを行っている家庭裁判所出張所における出張調停に関し、運用について最高裁判所との間で認識を共有し、日弁連においてその内容を各弁護士会に周知した。

2 「証拠収集手段の拡充」部会

- 2014年10月22日～2015年12月14日（全7回）
- 証拠収集手段の拡充に関する民事訴訟法及び弁護士会照会制度の改正課題等について、過去の日弁連の意見書・改正要綱試案をもとに検討を行った。 → 参考資料1・2

成 果

- 日弁連において、立法提言を実現するにあたり今後検討すべき事項ないし議論になりうる事項（弁護士会照会制度・文書提出義務・文書特定のための手続・当事者照会制度・秘密保持命令制度 等）を抽出した。

3 「判決・執行制度の拡充」部会

- 2014年9月24日～2015年11月4日（全8回）
- 財産開示制度を中心とする民事執行法の改正課題等について、過去の日弁連提言をもとに検討を行った。→参考資料3

成 果

- 日弁連において、財産開示制度及び財産照会制度を中心とする民事執行法の改正のために検討すべき事項ないし議論になりうる事項（財産開示手続の改正事項・第三者に対する財産照会制度の創設・その他（①一定期間経過後の債権差押命令の失効，②不送達の場合の債権差押命令の取消し，③子の引渡しの強制執行に係る規定整備）等）を抽出した。

4 「子どもの手続代理人制度の充実」部会

- 2014年10月6日～2015年7月31日（全10回）

成 果

- 日弁連において「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」を取りまとめ、各弁護士会へ周知を行うとともに、最高裁判所においても実務の参考になるものとして全国の家庭裁判所に送付・周知がなされた。

【日弁連意見書の趣旨の抜粋】

司法制度改革における証拠収集手続拡充のための 弁護士法第23条の3の改正に関する意見書

2008年（平成20年）2月29日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

先般の平成17年11月までの司法制度改革では、民事裁判の充実・迅速化や民事裁判の実効性の確保の方法として、民訴法、民事執行法等の改正があり、提訴前の証拠収集制度や債務者の財産開示制度が設けられたり、また、刑事裁判の充実・迅速化の方法として、公判前（期日間）整理手続が創設されたりしました。ところが、その一方で、個人情報保護の必要性が社会的に強く認識され、平成17年4月には個人情報保護法が全面施行され、これにより、逆に、裁判手続等において必要な情報が開示されないという「過剰反応」が見られるようになりました。

このような法制度、社会環境の変化に伴って、弁護士が裁判所の真実の発見と公正な判断に寄与するため、当事者の代理人、あるいは、被疑者・被告人の弁護人として、その職務を遂行する上で、適正且つ早期に、十分な証拠を収集する必要性が、今日では、なお一層強く求められております。そのための手段として、現行の弁護士法第23条の2の弁護士会照会制度の機能を拡充、強化すべく、現行法を別紙弁護士法第23条の2の改正条文および改正理由のとおり、改正する必要があります。

（別紙改正条文）

1 項

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体（以下、公務所等という。）に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出を審査して、適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 項

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 項

弁護士会から前項の規定により報告を求められた公務所等は、弁護士会に、必要な事項を報告しなければならない。ただし、報告を求められた公務所等が、報告しないことに正当な事由があることを疎明したときは、この限りでない。

4 項

弁護士会は、第2項の規定により報告を求められた公務所等が報告を拒絶し、又は報告をしなかったときは、日本弁護士連合会に対し、報告を拒絶し、又は報告をしないこと（以下「報告拒絶等」という。）についての正当な事由の有無について、審査を求めることができる。

5 項

日本弁護士連合会は、前項の規定による審査の求めがあった場合において、報告拒絶等に正当な事由がないと判断したときは、当該公務所等に対し、必要な事項の報告をすべきことを勧告することができる。

6 項

弁護士は第2項の規定により公務所等から報告を受けた内容を、報告を求めた目的以外に使用してはならない。

以上

【日弁連提言の概要（改正要綱試案部分抜粋）】

文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案

2012年（平成24年）2月16日

日本弁護士連合会

I 改正要綱試案

第一 文書提出義務（民事訴訟法第220条）関係

現民事訴訟法第220条に規定する文書提出義務を以下のとおり改める。

- 一 文書提出義務除外事由がない場合に文書提出義務を負う体裁となっている現民事訴訟法第220条第4号を、文書提出義務除外事由に該当する場合を除き文書提出を拒むことができないことと改め、文書提出義務除外事由の存在の立証責任が文書所持者側にあることを明確化する。
- 二 一般的文書提出義務の規定から「文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者の間の法律関係について作成されたとき」（現民事訴訟法第220条第3号）を削除する。
- 三 文書提出義務の例外として定められている「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」（現民事訴訟法第220条第4号二）を削除する。
- 四 文書提出義務の例外として定められている「刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」（現民事訴訟法第220条第4号ホ）を削除する。
- 五 文書提出義務の例外として、「個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であって、その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、当該訴訟との関係においてその支障を受忍させることが不当と認められるもの」を新たに規定する。
- 六 証言拒絶権として、「弁護士等（弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士及び公証人をいう。以下同じ。）の法的助言を得ることを目的とした弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であって、秘密として保持されているものについて尋問を受ける場合」を新たに規定するとともに、同事項が記載されている文書を、一般的文書提出義務の例外に加える。

第二 文書特定のための手続（民事訴訟法第222条）関係

現民事訴訟法第222条に規定する文書提出のための手続を以下のとおり改める。

- 一 文書特定のための手続を定める現民事訴訟法第 222 条第 1 項の要件から「著しく」を削除する。
- 二 現民事訴訟法第 222 条第 1 項の申出があった場合において、文書の所持者に対し、文書の表示及び文書の趣旨を明らかにするよう命じることができるものとする。
- 三 文書の所持者が二の命令に従わないときは、裁判所は、現民事訴訟法第 222 条第 1 項により識別された文書について、提出を命じることができるものとする。

第三 秘密保持命令制度（新設）関係

以下の秘密保持命令制度を導入する。

- 一 当事者又は文書提出命令若しくは文書送付嘱託における文書の所持者が保有する、営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に規定する営業秘密をいう。）又は個人の私生活上の重大な秘密が準備書面又は証拠に含まれている場合で、当該秘密が当該訴訟追行の目的以外の目的で使用され、又は第三者に開示されることにより、当該営業秘密に基づく事業活動に支障を生ずるおそれ、又は個人の社会生活に著しい支障を生ずるおそれがあり、当該秘密の使用又は開示を制限する必要がある場合には、当事者又は文書の所持者の申立てにより、当事者、その訴訟代理人等に対し、当該秘密を、当該訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じることができる。ただし、既にそれらの者が当該情報を知っていた場合を除く。
- 二 特許法第 105 条の 4 ないし 105 条の 6 を参考に、秘密保持命令の方式、送達、効力発生時期、秘密保持命令に対する即時抗告、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知その他についての規定を設ける。
- 三 一の命令を受けた者がこれに違反した場合には、懲役刑若しくは罰金刑に処し、又はこれを併科するものとする。この罪は親告罪とする。
- 四 秘密保護のための閲覧等の制限（現民事訴訟法 92 条）の申立権者及び秘密保有者に、文書提出命令又は書送付嘱託における文書の所持者を加える。

第四 当事者照会制度（民事訴訟法第 163 条）関係

現民事訴訟法第 163 条に規定する当事者照会の制度を以下のように改める。

- 一 相手方が所持する文書の表示及び文書の趣旨が照会事項に含まれることを明記する。

二 照会を行う当事者は、相手方に対し、当該照会事項に関するものであって主張又は立証を準備するために必要な相手方が所持する文書の写しの送付を求めることができるものとする。但し、文書が次のいずれかに該当するときはこの限りではないものとする。

(1) 文書提出義務が除外される文書（但し、個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるものについては、当該訴訟においてその支障を受忍させることが不当と認められるかどうかを問わず、その写しの送付を拒絶できるものとする。）

(2) 相手方が写しを送付するために不相当な費用又は時間を要する文書

三 照会又は文書の写しの送付請求（以下「照会等」という。）がなされた場合、相手方は速やかに回答又は送付（以下「回答等」という。）を行わなければならないものとする。回答等の全部又は一部を拒絶する場合は、拒絶する旨及び拒絶の理由を書面で通知しなければならないものとする。

四 正当な理由なく回答等の拒絶がなされた場合又は照会書の送付から一定期間内に回答等がなされない場合、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相手方に対し回答等を行うよう促すことができるものとする。

五 裁判所が回答等を促したにもかかわらず、相手方がなお正当な理由なく回答等に応じないときは、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、相手方を審尋したうえで、相当と認めるときは、相手方に対し決定で回答等を行うことを命ずることができるものとする。この決定に対しては、即時抗告ができるものとする。

六 五の裁判所の命令に従わない場合は、裁判所は、照会等を行った当事者の申立てにより、決定で過料に処することができるものとする。この決定に対しては即時抗告ができるものとする。

以上

【日弁連提言の趣旨の抜粋】

財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言

2013年（平成25年）6月21日

日本弁護士連合会

提言の趣旨

1 財産開示手続の改正

(1) 強制執行不奏功等要件の廃止

民事執行法197条の強制執行不奏功等要件を削除し、原則として強制執行開始要件が備わっていれば財産開示決定をすることとし、例外的に「申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができる」と認められる等正当な理由がないとき」には、職権又は債務者の申立てにより、財産開示の申立てを棄却できるものとすべきである。

(2) 再施制限規定の廃止

民事執行法197条3項を削除すべきである。

(3) 過去の財産処分についての開示義務

財産開示期日における債務者の陳述すべき事項について、次の一定期間の過去の財産処分について開示義務を課するよう民事執行法199条を改正すべきである。

① 財産開示期日前3年以内に債務者が行った不動産の譲渡

② 財産開示期日前3年以内に債務者が行った緊密な関係を有する者（自然人にあっては一定範囲内の親族，法人にあっては代表者及び一定要件の者）に対して行った不動産以外の財産の有償譲渡

③ 財産開示期日前3年以内に債務者が行った無償の給付であって、安価な慣習上の贈与といえないもの

(4) 刑事罰による制裁の実効性確保

財産開示手続の実効性確保のために不出頭，宣誓拒否，虚偽陳述に対して一般的に刑事罰を科するというのではなく，そのなかでも違法性が高い虚偽陳述について100万円以下の罰金刑とする刑事罰を科するように改正すべきである。ただし，刑事罰の対象は，財産開示期日時点の財産情報に関する陳述に限定し，過去の資産処分に関する陳述を除くものとする。

(5) 財産開示手続違反者名簿制度の創設

財産開示手続において、以下の内容を有する財産開示手続違反者名簿制度を創設すべきである。

- ① 財産開示手続に関する執行裁判所は、正当な理由のない開示期日への不出頭、財産目録の提出拒否、宣誓拒否や虚偽財産目録の提出をした場合に、その財産開示を申し立てた債権者の申立てにより、財産開示手続違反者名簿に一定事項（債務者が自然人である場合は、氏名、生年月日、住所、法人である場合は、商号、所在地等）を登載する旨の決定をしなければならない。
- ② 名簿は、誰でも閲覧、謄写することができる。
- ③ 名簿登載から5年を経過した場合、又は弁済等により債権者が同意した場合等には抹消される。

2 第三者に対する財産照会制度の創設

以下の内容を有する第三者照会制度を創設すべきである。

- ① 執行裁判所は、財産開示手続を申し立てることができる債権者の申立てにより、官庁、公署、銀行、信託会社、証券会社、債務者の使用者その他の者に対し、送達の前2年迄遡り、債務者の不動産、預貯金、信託財産、株式、収入、規則で定めるその他の事項に関して必要な照会をすることができる。
- ② 照会を受けた第三者は、これに回答すべき義務を負い、正当な理由なく回答を拒否した場合又は虚偽の回答をした場合には30万円以下の過料とする
- ③ 執行裁判所は、照会による情報の取得又は照会の結果について、遅滞なく申立人に通知しなければならない。
- ④ 執行裁判所は、申立人が前③の通知を受け取ってから8週間後に、照会による情報の取得又は照会の結果について、債務者に通知しなければならない。
- ⑤ 債権者が、得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供した場合には30万円以下の罰金に処する。

以上

特集2

民事司法改革の現状と課題

日弁連は、1990年以来一貫して「市民のための司法」、市民にとってより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とすることを目指す改革を唱えてきた。民事・家事・行政訴訟を中心とする民事司法は、市民の権利を擁護し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるための公共的インフラであると考え、当該分野における改革の重要性を認識し取組を進めてきた。

2014年9月から、最高裁判所との間で「民事司法改革に関する日弁連・最高裁協議（最高裁協議）」を開始し、論点ごとに4つの部会を設置し協議を重ねてきたところ、2016年1月、一定の成果を上げて同協議を終了することとなった。

そこで、本特集では、最高裁協議における議論経過や成果の内容を報告するとともに、同協議から見えた民事司法改革に関する現状と今後の課題について考えてみたい。

民事司法改革に関する日弁連の取組と最高裁との協議について

- I はじめに
- II 最高裁協議に至る経過
- III 最高裁協議の枠組
- IV 親会の協議経過
- V 日弁連理事会への報告
- VI 最高裁協議を終えて



福岡県弁護士会会員
古賀 和孝
Koga, Kazutaka

I

はじめに

民事司法改革に関する最高裁との協議（以下「最高裁協議」という。）は2014年3月に協議開始が合意され、その後準備交渉の後、同年9月から本協議へと進んだ。そして2年弱を経過した本年（2016年）1月15日に開催された最後の親会において、労働審判実施支部の拡大、支部・

出張所の運用改善の回答を最高裁から得たことをもって、一区切りを付けることとして終了した。この最高裁協議は、日弁連に設置されている民事司法改革推進本部（本部長は村越進日弁連前会長）の所管であり、2014年度日弁連副会長に就任した私がこの本部の主担当となったこと、さらにその後同推進本部本部長代行に就任したことから、今回の最高裁協議全般に関わることとなった。

最高裁協議に臨む当初から日弁連の役職経験

者、先達会員、さらには関係各機関の方々から、日弁連がこれまでの最高裁との間で、公式に一定の成果の獲得を目指して協議したことはなく、様々な意味合いで画期的な出来事であると度々言葉を頂戴した。励ましと受け止めたものの、最高裁との協議の出口（結論）がいかなるものとなるのか予想もつかず、責任の重さを痛感した。

以下、最高裁協議に至る経過、協議のスキーム、協議経過等につき事実関係とともに私見を含めて述べさせていただく。

II

最高裁協議に至る経過

最初に、日弁連が民事司法改革にどのような取組を行ってきたのかを述べることによって、今回の最高裁協議がどのようにして実現したかにつき触れる。

1 民事司法改革推進の取組についての基本方針（2011年3月27日 理事会）

2001年6月12日の司法制度改革審議会意見書において提言された内容は、翌2002年3月19日の司法制度改革推進計画閣議決定によって国の方針となり、さらに内閣に設置された司法制度改革推進本部を中心として諸制度の改革が実現した。他方で、民事司法分野においては、その後具体化が進んでいない課題も多く、また利用者の満足度も決して高いとは言えない状況にあった。

このような問題意識のもと、2011年3月27日の理事会において、①民事司法改革の諸課題の強力な推進を政府関係諸機関に求め、また弁護士及び弁護士会自らもこれに取り組むことを確認する明確な方針を早期に内外に示すこと、②民事司法改革推進のための日弁連内の新たな取組体制を早期に整備することを基本的な方針として確認した。なお、この基本方針にあつては

最高裁との協議について具体的に触れるところはなかった。

2 民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議（2011年5月27日 定期総会）

上記2011年3月の基本方針を受けて、同年5月27日の定期総会では「民事司法改革諸課題について、政府関係諸機関に対し、強力な推進の取組を求めるとともに、これらの改革実施に必要なとされる司法予算の大幅な拡大を求める」ことを内容とする「民事司法改革と司法基盤の整備の推進に関する決議」を採択した。この決議においても最高裁との協議の道筋については明言されていなかった。

3 民事司法改革推進本部の設置（2011年7月）

上記2011年5月の定期総会決議を受けて、同年7月には、「民事司法に関する諸課題につき、弁護士会及び関連委員会との間において情報共有及び意見交換を十分に行って緊密な連携を図りつつ、戦略的検討と総合的方策の立案を行うこと」等を目的として民事司法改革推進本部が設置された。

4 民事司法改革グランドデザイン（2012年2月16日策定、2013年10月22日改訂）

民事司法改革推進本部では、民事司法改革の基本的視点と方向性を明らかにし、さらに、改革の具体的課題を特定して、日弁連が取り組むべき民事司法改革諸課題の全体像の把握と、各課題の検討及び実現に向けた運動の進捗状況を検証するための基本文書である「民事司法改革グランドデザイン」を2012年2月に策定し、2013年10月に改訂した。グランドデザインでは、①既に、日弁連の確定意見として公表されているもので実現していない課題、②検討中の課題、③未検討であるが要検討事項、についてまとめている。

5 民事司法を利用しやすくする懇談会の設立 (2013年1月24日)

日弁連が呼びかけて、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者及び日弁連が参加して、2013年1月24日に日弁連とは別組織の懇談会が設立された。この懇談会構想は日弁連立法対策センターが2012年度の運動方針として提案したことから始まり、民事司法改革推進本部や行政訴訟センターも同調した。その後、日弁連正副会長会の議を経て、設立準備に着手し、2012年9月の日弁連理事会以降、毎月開催される理事会で懇談会の趣旨・目的及び準備の進捗状況を報告するとともに、理事の意見を聴取しながら会内手続を進めつつ、各団体の委員予定者との打ち合わせ会、準備会を重ねて発足に至ったものである。

6 民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書の公表 (2013年10月30日)

懇談会は2013年1月の設立以来、9か月余りの議論を経て、同年10月に、市民、消費者、労働者、企業その他諸団体等、全ての者にとって利用しやすい民事司法制度にすること、そのために民事司法へのアクセスを改善するとともに、より使いやすく実効的な民事司法にするための法制度の改正、現行制度の枠組の中での運用改善及びそれらを支える人的物的体制の拡充を国・社会全体の改革課題として検討し推進すべきことを内容とする最終報告書を取りまとめた。また、今後の検討の場については、「民事司法改革全体について検討を行い実行の道筋をつける検討組織を政府に設けること」を提言している。

7 民事司法改革課題に取り組む基本方針 (2014年3月19日 理事会)

以上の日弁連内外の動きを踏まえて、現時点における到達点を確認して、日弁連として民事

司法改革課題に取り組む基本方針（以下「2014年基本方針」という。）を取りまとめることが検討され、日弁連理事会で承認された。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 日弁連は、これまでも民事司法改革の実現に向けて制度の改革と運用実務の改善につき、その方向性と具体的な方策を議論し、司法基盤の整備についても意見を述べてきたが、さらに会内議論を深めて意見集約を進めるとともに、最高裁、法務省等との関係機関と協議をし、順次改革・改善の取組を推進する。

(2) 日弁連の意見として確定している課題のうち、①司法アクセスの拡充、②審理の充実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制度の拡充、⑤基盤整備の拡充については、改革・改善の実現に向けて速やかに取り組む。

(3) 民事司法改革課題の実現については、①運用改善で実現を目指すもの、②従来の法改正プロセス（法制審議会等）で実現を目指すもの、③政府に新検討組織を設置して実現を目指すものに分類・整理して、適切な方法で実現を目指す（いわゆる「3つの出口」）。

(4) 前記(3)③については、制度改革に相応の予算措置を必要とする課題、また、国際的な観点から検討を必要とする課題、司法の役割とそのあり方につき、広く国民的議論を必要とする課題等を議論するのにふさわしい組織として、政府に新検討組織を設置することを働きかけ、その新検討組織における審議に日弁連の意見を反映させて実現することを目指す。そのために、この新検討組織についての根拠法令、組織体制、権限、取り上げるべきテーマと順序、検討期間、事務局の派遣体制等について、弁護士会及び関連委員会を含め会内論議を行い、その上で改めて新検討組織の設置に向けた働きかけを行うことを決定する。（新検討組織設置の可否を含む趣旨である。筆者注）

(5) 新検討組織のあり方について、早急に会内

意見の集約を目指すものとするが、新検討組織の設置が実現するまでの間であっても、関連委員会、各地の弁護士会での議論を深め、法曹三者の間で協議をし、個別立法で実現できるものは立法あるいは法改正によって、また、運用改善で実現できる課題は速やかな改善策の実施によって、それぞれ改革・改善するよう不断の努力をする。

このように民事司法改革に関する課題の実現について、まずは運用改善にて実現を目指す方向性がしっかり定まり、最高裁との協議について日弁連内の会内コンセンサスを形成することができた。

日弁連執行部と民事司法改革推進本部執行部は民事司法改革の取組課題につき、最高裁事務総局と並行的に予備的な意見交換を行ってきたが、前記2014年基本方針が採択されたことで最高裁協議につき大きな弾みがついた。

8 最高裁との予備折衝から協議開始の合意へ

上記7の基本方針の3つの出口の①と②の対象課題のうち、日弁連、最高裁が意見交換の対象とすることについて合意したいくつかの課題について、順次改革に向けた具体的な進行協議が行われた結果、次に述べる協議スキームのもとに協議を行うことが合意された。

III

最高裁協議の枠組

上記2014年基本方針が理事会において採択された後、同年4月以降、最高裁と協議体制及び進行方法等について事前協議を行った。合意した協議の枠組、進め方等はおおむね以下のとおりである。

協議の主体は、日弁連執行部と最高裁事務総局とし、協議の全体構成は、親会と部会とする。親会の日弁連側協議員は、執行部（担当副

会長）、民事司法改革推進本部本部長代行、同事務局長及び同副本部長、同事務局次長、最高裁側は事務総局局長・審議官レベルとする。親会では部会のテーマ設定、部会協議の進行の統括、民事司法改革全体の議論を行う。部会は「基盤整備」部会、「証拠収集手段の拡充」部会、「判決・執行制度の拡充」部会、「子どもの手続代理人制度の充実」部会の4部会とする。日弁連側協議員は執行部が関連委員会及び同推進本部から指名し、最高裁側は事務総局の関係局の課長・参事官レベルとする。議論の順序、目指す成果物、タイムフレーム、開催頻度等はいずれも基本的に部会ごとに協議して決め、親会に適宜進行状況を報告するというものである。協議期間は1年から最大2年をめどとする。

IV

親会の協議経過

親会では2014年9月3日に第1回を開催し、その後2016年1月15日まで合計10回開催した。「基盤整備」部会は合計9回、「証拠収集手段の拡充」部会は合計7回、「判決・執行制度の拡充」部会は合計8回、「子どもの手続代理人制度の拡充」部会は合計10回開催されている。

親会では直近に開かれた部会の担当者からの報告が行われ、それを踏まえての意見交換、成果物への到達の見通し等活発な議論が行われた。日弁連側、最高裁側双方の説明に対して、各々の立場を前提とした事実関係の認識の相違、法解釈理論、根拠となる統計数値の評価、実現の可能性の見通し等につき、粘り強く真摯に意見を述べ合うことができた。殊に日弁連側の提案に対しては、現状の問題点を具体的事実をもって指摘するよう強く要請されるとともに根拠となるデータでの補足も求められた。また、日弁連提案に関連する他の法律、法制度との整合性を問われることもあり、まさに民事司

法全般を見渡した充実した意見交換も行われた。国民の利便性向上を目的に議論する姿勢は双方に明白であり、厳しいやりとりの中にも信頼関係が醸成されたと認識している。また、4つの部会で取り上げられる論点以外についても意見交換が行われたものがあり、日弁連内に持ち帰り内部的な検討の参考とすることとした。

V

日弁連理事会への報告

2014年9月から2016年1月まで、毎月開催される日弁連理事会において直近の親会及び部会協議の経過をできるだけ詳細に報告した。報告の最初となる2014年9月の理事会においては、2014年基本方針を踏まえて、日弁連のこれまでの民事司法改革課題の取組経過、最高裁協議のスキームの他、最高裁協議において目指す事項の報告も行った。すなわち、運用改善、制度改革、基盤整備の3つの課題ごとに目指すことになるが、①特に裁判所の人的物的基盤の充実が重要であるとの視点に立って協議を行うこと、②運用改善については、実施項目と方針・内容についての合意を目指すこと、③法改正については、法制審議会の改正要綱案試案の骨子レベルのもの、少なくとも論点整理レベルのものを旨とする。法改正を要する事項については法案立案官庁である法務省が関与する必要がある、適切な段階で法務省にも協議に加わってもらうことを目指すこと、④日弁連と最高裁での合意を目指す、合意できないときもどこがどういう理由でできないのかを明らかにすること、の4点である。

さらに協議にあたって、①日弁連で確定した意見を基本に協議を進めること、②日弁連関連委員会との連携を密にして行うこと、③協議の状況は、理事会と各弁護士会へ適宜報告するこ

とを留意事項としていることも報告し、理事者の理解を得るように努めた。日頃の弁護士業務でじかに経験したところから発せられる理事者の質問や意見は、全て重みがあり傾聴に値するものである故に、その後の親会にて最高裁側に披瀝したものもある。閉塞感がある民事司法分野につき、理事者より現状を少しでも改善する方向で協議を進めてもらいたいとの激励の言葉を頂戴したこともあり、大きな自信となった。

VI

最高裁協議を終えて

今回の最高裁協議は2016年1月15日の最終の親会協議をもって一応の区切りが付けられた。

今回の最高裁協議において得た成果は、日弁連が実現課題としてきた意見の一部であってまだまだ緒についたところと言わざるを得ない。運用面からの改善を目指す最高裁協議も今回限りではなく、議論の成熟度が一定程度に達している論点を見極めて、今後も最高裁との意見交換に進んでいきたい。そのためには、理論面、実現可能性、裏付けとなるデータ・資料の収集の観点からの検討が必須である。特に、各種データは有力な説得材料、推進力となることを改めて認識するとともに、利用者である国民の身近にあって、司法的解決の現場で奮闘する私ども弁護士、弁護士会にとって実に収集容易なものである。このデータに基づいた声を取り上げる日弁連の責任はますます重いものがある。

親会の交渉窓口を担当された最高裁事務総局内、総務局、経理局、民事局、行政局、家庭局の各局長、審議官の方々には事前準備段階から、その後の協議及びその終了に至るまでほとんど毎回出席いただき、ひとかたならぬご協力を頂戴した。改めて感謝申し上げたい。

(日弁連・最高裁協議 協議員)

民事司法改革の現状と課題

裁判所の基盤整備に関する 協議の到達点と今後の課題

- I はじめに
- II 「基盤整備」部会の協議の概要と結果
- III 今回の協議を踏まえての課題と展望



東京弁護士会会員
斎藤 義房
Saito, Yoshifusa

I

はじめに

日弁連は、2012年2月に「民事司法改革グランドデザイン」を公表した。さらに、日弁連は、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者等によって構成する「懇談会」に参加して民事司法改革を進めることを決め、2013年1月に、「民事司法を利用しやすくする懇談会」（民事司法懇）が発足した。民事司法懇は、同年10月30日、改革の課題ごとに、①運用改善で、②従来の法改正のプロセスで、③政府に新検討組織を設置して、それぞれ実現を目指すとする最終報告書をまとめた。

日弁連は、2014年3月の理事会で、「民事司法改革課題に取り組む基本方針」を決定し、上記③の新検討組織の設置に向けた取組についてはさらに会内議論を継続することとし、上記①及び②に関する取組を進めることになった。

これらの民事司法改革に向けた動きと議論に

並行して、裁判実務を熟知している裁判所と弁護士会が実務を踏まえて改善・改革の協議を行うことについての具体化が進み、2014年夏ころから、協議テーマの詰めに入った。そのなかで、民事司法の基本インフラである裁判所の基盤整備を協議の柱の1つとすることとなり、「基盤整備」部会が設置された。

同年9月20日に開催された日弁連第26回司法シンポジウム「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは」には、現職の最高裁判事が4名出席され、事務総局からも複数の担当官が出席するなど、民事司法改革への最高裁の関心の高さがうかがえた。

II

「基盤整備」部会の協議の概要と結果

1 協議のテーマ

裁判所の人的・物的基盤や制度的基盤の整備は、全国の弁護士・弁護士会の長年の悲願の一

つである。

今回の協議は、2015年度中に一区切りをつけるという前提で開始された。そこで、日弁連の意見として確定している基盤整備の充実に関する各提言から、運用によって改善・改革が実現できるテーマを抽出することとし、次の事項を協議の論点とした。

- ・労働審判実施支部の拡大
- ・非常駐支部の運用改善
- ・裁判所支部の基盤拡大と運用改善（支部の新設・復活、合議実施支部の拡大等）
- ・家庭裁判所出張所の運用改善
- ・裁判所庁舎の建替・新築等に当たっての意見交換のルール化

2 協議のメンバー

上記のテーマとの関係から、日弁連側の協議員として、労働法制委員会、裁判官制度改革・地域司法計画推進本部、家事法制委員会、民事裁判手続に関する委員会、民事司法改革推進本部から、各1名を選出し、同協議員と担当副会長及び担当事務次長が出席した。

最高裁の協議員として、総務局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長、行政局第一課長、総務局付が出席し、最終の部会には総務局長も出席した。

3 日弁連内のバックアップ体制

本協議を主管した民事司法改革推進本部がバックアップの取りまとめを行ったが、各協議員の選出委員会も課題別に資料収集等の支援に当たった。

中でも裁判官制度改革・地域司法計画推進本部は、裁判所支部の拡充等の課題に取り組んできた経緯があることから、同本部内に①労働審判実施支部拡大関連、②非常駐支部改善関連、③支部機能拡充関連の3つのPTを編成し、本協議への提出資料の作成に取り組んだ。

また、労働法制委員会からは、各地域の労働団体や経営者協会から聴き取りをした情報が提供され、家事法制委員会からは、第26回司法シンポジウムの準備として取り組んだ家事調停利用者アンケート、家裁の人的・物的設備調査アンケートの結果等が提供された。

なお、日弁連からの要請に応じて、最高裁からは、各支部や各家裁出張所の事件数等が、その都度提供された。

4 協議の進め方の特色

(1) 本協議の特色は、各地の具体的な実情・事例をもとに議論するという方式を貫いたことである。第1回部会協議において、前述の運用によって改善・改革ができるテーマに関し「間口」を限定することなく、論点にすべき点についてはきちんと議論していくこと、「ここでこういう不都合が起こっている」という、できる限り具体的な話を出して、現実的な問題を解決するための議論を行うことを確認した。

これこそ弁護士会が希望してきたことであり、今回最高裁から上記提案が出たことはきわめて新鮮で、実りある協議の進展を予感させるものであった。

(2) これを受けて日弁連は、各弁護士会連合会や各弁護士会の意見書、要望書及び弁護士会がこれまで実施した支部や家裁出張所の利用者アンケート、会員アンケートの結果等を整理するとともに、あらためて、各弁護士会連合会、弁護士会及び日弁連公設事務所・法律相談センターなどの関連委員会を通じて、支部、家裁出張所において不都合と感じた事例の収集を行った。そして、そこに表われた「生の声」「生の事実」を整理して、協議の資料として提出した。

特に、労働審判実施候補支部については、支部ごとに、「本庁までのアクセス（所要時間）」「地域の産業構造や地理的データ」「労働審判が実施されていないことの弊害」「労働団体およ

び経営者団体からの労働審判員推薦に関する聴き取り結果」「弁護士会・自治体の準備状況」を、資料化して提出した。

5 協議の経過

部会では、第1回から第9回まで、下記のとおり議論を行い、毎回の部会協議の概要については、その都度、日弁連理事会において報告した。

		主な議論テーマ等
第1回	2014年10月29日	・協議対象事項の提案、当連合会からの問題提起等
第2回	2014年12月10日	・労働事件に関する報告（日弁連） ・家事事件に関する報告（日弁連） ・労働審判実施支部拡大について ・非常駐支部の改善について ・支部機能の拡大について
第3回	2015年2月4日	・労働審判の実施支部拡大について（29支部候補の提示） ・非常駐支部の改善について ・裁判官の増員について
第4回	2015年4月9日	・労働審判の実施支部拡大について ・非常駐支部の改善について ・合議制実施支部の拡大について ・家裁出張所の運用改善について
第5回	2015年5月27日	・労働審判の実施支部拡大について（優先度の高い10支部の提示） ・非常駐支部の改善について ・合議制実施支部の拡大について ・家裁出張所の運用について
第6回	2015年7月14日	・労働審判の実施支部拡大について ・非常駐支部の改善について ・合議制実施支部の拡大について ・家裁出張所の運用改善について ・庁舎建替等について弁護士会との事前協議に関するガイドラインの策定等について
第7回	2015年9月2日	・労働審判の実施支部拡大について ・非常駐支部の改善について ・合議制実施支部の拡大について ・家裁出張所の運用改善について ・支部の新設・復活について ・庁舎建替等について弁護士会との事前協議に関するガイドラインの策定等について
第8回	2015年10月15日	・労働審判の実施支部拡大について ・非常駐支部の運用改善について ・家裁出張所の運用改善について ・非常駐支部における通常のてん補日以外の期日実施及びいわゆる家裁受付出張所における出張調停について ・裁判所庁舎の建替・新築等について
第9回	2015年12月2日	・今後の進め方について（2016年1月15日開催の親会以降の対応等）

6 最高裁の検討結果

本協議を受けて最高裁から示された検討結果は、下記のとおりである。なお、今回の協議を終えるにあたり、日弁連と最高裁は、信頼関係に基づいて率直な話し合いができたことを評価するとともに、基盤整備については、事件数の動向や交通事情等を踏まえ不断に検討していくべき課題とし、今後も双方の信頼関係をもとに話し合いを行うことも真摯に検討する旨を確認した。

記

(1) 労働審判実施支部の拡大について

予想される労働審判事件数や、本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保を含めた地域的事情等を総合的に勘案し、2017年4月から、静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島地裁福山支部において、労働審判事件の取扱いを開始することができるよう準備を開始することとする。

(2) 非常駐支部の運用改善について

裁判所支部の常駐化について、近時の事件動向等を踏まえて、2016年4月から、松江地家裁出雲支部に支部長を置いて常駐化し、また、2016年4月から、静岡地家裁掛川支部、神戸地家裁柏原支部、高松地家裁観音寺支部については、てん補回数を増加する準備を開始する。

てん補態勢については、各庁が事件動向等を踏まえて決めていくものであるが、最高裁としても引き続き、事件動向等を注視していきたい（なお、(8) 参照）。

(3) 家裁出張所の運用改善について

近時の事件動向等を踏まえ、2016年4月から、さいたま家裁飯能出張所、岡山家裁玉島出張所については、てん補回数を、増加する準備

を開始する。

(4) 合議制事件取扱支部の拡大について

各支部の事件処理状況、最寄りの合議制取扱庁までのアクセスを前提とした場合、現時点で合議制取扱支部を増加させなければならない事情があるとは考えていない。

(5) いわゆる家裁受付出張所について

現状において、態勢の具体的な変更をするとは必要ないと考えている（なお、(8) 参照）。

(6) 支部の新設・復活について

今回の協議を踏まえても、特に現段階において支部の新設・復活を具体的に検討する必要まではないと考えている。

(7) 裁判所庁舎の建替・新築等のルール化について

裁判所庁舎の新築・建替・増築に関して、組織として案件が確定されるのは、次年度概算予算要求書が提出される8月末となる。それ以前においては対外的に話ができる状況にはないので、意見交換ができる段階ではないと考える。

ただし、裁判所庁舎、施設・設備についての要望を、弁護士会から当該裁判所に対し、日常的に提案してもらうことは、その全てを採用できるかどうかは別として、裁判所としても考える契機となる。

(8) 臨時てん補の活用及び家裁受付出張所における出張調停の実施について

①非常駐支部においても、個々の事件内容、当事者の状況、支部の開廷頻度等に照らし、通常のてん補日以外にも期日を実施する必要がある場合（例えば、配偶者に対する暴力に関する事件において、緊急の対応を要する場合等が考えられる。）には、担当裁判官の判断

により、通常日以外にも期日を実施することがある。ただし、臨時のてん補を行うかどうかは、本務庁における事件の状況等、諸般の事情を勘案して担当裁判官が決めるため、申出があった場合であっても、てん補が行われない場合もある。

- ②いわゆる家裁受付出張所においても、例えば、当事者双方が当該出張所の管轄区域内に住所を有している場合又は当該出張所において家事調停を行うことを希望している場合などに、調停委員会の判断により、調停委員会が当該出張所に出張して家事調停を実施することがある。また、当事者が遠隔地に居住している等相当と認めるときは、当事者の意見を聴いた上で、当該出張所で電話会議システムを用いて調停を実施したりすることがある。ただし、実際に出張調停や電話会議システムを用いた調停を行うかどうかは、あくまで各調停委員会の判断によるので、申出があった場合であっても、このような形での調停が実施されない場合がある。

- ③上記の①②については、その内容が記載された日弁連の弁護士会宛の広報文書を、最高裁から各裁判所に対して、実務の参考にしてもらう趣旨で周知する。

7 最終部会における各協議員のコメント

最終部会において各協議員から協議に関する総括コメントがなされた。その一部を紹介したい。

「地方の司法をきちっとしなければならないという点は全く同感である。司法の役割が注目されており、裁判所の責任も重くなってきていると思う。司法インフラについては、裁判所もそうであるが、一方で市民に一番近い弁護士の役割は極めて大きい。裁判所が直接市民のところに出て行って、紛争を解決しましょうということとはできない。そこは弁護士の役割だと思

う。基盤整備で意見交換ができたことは、ありがたいと思う。」「労働審判に関して、各地の弁護士が実際に足を運んでまとめた具体的調査資料一覧表は、参考になった。」「家事調停について、地方の実情を伺うことができた。」「家裁受付出張所でのテレビ会議システムによる調停実施の提案をいただいたので、今後の参考にさせていただきたい。一方で、今あるIT設備も積極的に活用していただければと思う。」「施設・設備に関するニーズについては、裁判所側でも把握しきれない点もあるので、そのニーズについてどのような対応をするかはともかく、裁判所職員に気づきを与えていただければと思う。」「非常駐支部の問題等については、全支部常駐化という話ではなく、個別支部ごとの具体的な議論がなされ、非常に成果のあった協議ではなかったかと感じた。」



今回の協議を踏まえての課題と展望

- 1 2016年1月18日の日弁連会長声明が指摘しているとおり、司法基盤に関する幅広いテーマについて、日弁連と最高裁が本格的に協議をしたのは初めてのことであり、それ自体画期的であった。

客観的にみれば、今回の協議を受けて最高裁が実施するものは限定されているが、協議にあたった者としては、次につながるステップを刻んだと考えている。

- 2 今回の協議継続中の2015年6月18日に、高裁長官、地裁・家裁所長会同が開かれた。私は、同会同での最高裁判所長官挨拶に強く共感し、親会協議の際などに、最高裁各局長に対し、その旨を感想として表明した。

同長官挨拶の一節を紹介する。

「司法行政部門においては、裁判所内の情報

伝達や情報共有を有効に機能させ、組織全体として、必要な情報を共有した上で、裁判部門の実情や裁判部門が日々直面している課題を的確に把握し、その環境整備を行っていくことが必要不可欠です。……本庁と支部の関係についても同様であり、支部の実情や直面する課題が、本庁を始めとする裁判所組織全体に共有され、適切な対応をとれる態勢になっているかどうか目配りを欠かしてはなりません。」「利用者である国民の視点に立って、民事裁判の在るべき姿について高い問題意識を持つことがまず重要です。」「『法の支配』は、裁判所にとっては、日々の営為を積み重ね、国民の信頼を得ていくことにより現実となっていく理念でもあります。』

この最高裁長官の挨拶と前記の各協議員の発言に照らすならば、日弁連と最高裁が、現場で生じている具体的な不都合事例に基づいて率直な意見交換をするなかで、情報を共有し、弊害や問題を解消するための制度運用や人的・物的基盤の改善、さらには立法による改革に向けた立法事実について共通認識を得ることは可能であろう。

基盤整備について言えば、司法アクセスの一層の改革、施設・設備のさらなる改善、証拠収集手段や執行制度の拡充を含む頼りがいのある司法への制度改革の積み重ねによって司法の需要がさらに強まり、裁判官の一層の増員と司法予算の拡大が進展するといえる。

3 基盤整備に関する最高裁との協議をさらに進展させるためには、今回拡大された制度が適

正かつ有効に活用されることが不可欠である。

労働審判について言えば、弁護士が労働審判を積極的に活用するとともに、代理人が事前準備を尽くして当事者の期待に応え、労働審判に対する利用者の高い評価を維持し続けることが重要である。そのことが労働審判事件数を増加させ、労働審判実施支部のさらなる拡大につながる。

また、家裁受付出張所においては、代理人弁護士が、調停委員会に対し、必要な場合には、積極的に出張調停や電話会議（できればTV会議）による調停を申し出て、市民の要望に応える実績を積み上げることが必要である。そのため、弁護士会による市民向け広報も重要となる。

裁判所の施設・設備については、利用者の目線に立って、各種の協議会など多様な機会を利用して、日常的に弁護士会から当該裁判所に申し入れるという姿勢が求められている。

4 そして、各弁護士会は、司法利用者（市民、企業など）が被っている具体的な不都合（弊害）事例を裁判所ごとに継続して収集する体制を確立し、不都合事例集をパンフレット等で「見える化」するとともに、その弊害を解消する具体策をまとめる取組を一層強化すべきである。そのことが、幅広い層の人々の理解と協力のもとに司法基盤の整備を推進する大きな原動力になる。そして、次の最高裁との協議の具体的なテーマの決定と開催が展望できると考えている。

（日弁連・最高裁協議「基盤整備」部会

協議員・主査）

民事司法改革の現状と課題

証拠収集の充実・強化に向けて

- I 「証拠収集手段の拡充」部会における協議の概要
- II 立法提言に関する検討課題の主だった内容
- III 運用改善に関する意見交換の概要
- IV 総括及び今後の動向



第二東京弁護士会会員

日下部 真治

Kusakabe, Shinji

I 「証拠収集手段の拡充」部会における協議の概要

民事訴訟を利用しやすく事案解明力のあるものとするためには、民事訴訟の当事者が早期に証拠・情報にアクセスし、これらを収集できるようにすることが重要である。そのためには、現行の民事訴訟制度の運用に改善の余地があれば、その改善を図ることはもちろん、現行法の証拠・情報収集手段をさらに拡充する制度改革を行うことが必要である。

このような認識の下、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、最高裁判所との間で、「証拠収集手段の拡充」部会（以下「当部会」という。）において、2014年10月以降、合計7回の会合を開き、日弁連が提言する弁護士会照会制度及び民事訴訟法の改正等について協議を行っ

た。

より具体的には、当部会では、日弁連が過去に公表した2つの書面、すなわち、2008年2月29日付け「司法制度改革における証拠収集手続拡充のための弁護士法第23条の2の改正に関する意見書」¹⁾（以下「意見書」という。）及び2012年2月16日付け「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」²⁾（以下「要綱試案」という。）における立法提言について、それらが現実化する際に問題となり得る論点に関する協議が行われた。また、当部会では、こうした立法提言に関係して、現行法の運用改善についても意見交換が行われた。こうした協議を踏まえて日弁連が認識・把握した立法提言に関する検討課題の主だった内容、並びに運用改善に関する意見交換の概要は、以下のとおりである。

1) <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/20080229.pdf>

2) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120216_4.pdf

II

立法提言に関する検討課題の
主だった内容

1 弁護士会照会制度

(1) 立法提言の概要

意見書における弁護士会照会制度（弁護士法23条の2）に関する立法提言の概要は、①弁護士による照会申出について、その所属弁護士会が審査権限を有することを明確にする、②弁護士会から照会を受けた公務所等の報告義務を明文化し、照会先が報告をしない場合には「正当な事由」の疎明義務を負わせる、③照会先が報告をしない場合に、弁護士会が日弁連へ審査を求めることができ、日弁連が「正当な事由」がないと判断したときは、日弁連が照会先に対して報告を勧告できるようにする、④照会先からの報告内容を弁護士が照会の目的以外に使用することを明示的に禁止するというものである。

(2) 検討課題の内容

上記の立法提言については、それにより弁護士会照会に対する回答が得られやすくなるという効果を期待できるのか、照会先が報告をしない場合に「正当な事由」の疎明義務を負わせることを、調査嘱託などの他の照会制度との均衡の点でどのように考えるべきか、弁護士の目的外使用禁止の根拠と違反があった場合の制裁をどのように考えるべきかといった点が、検討課題として指摘された。日弁連からは、とりわけ、立法提言にかかる法改正により、照会先が照会に応じやすい環境が整備されることで、不当な報告拒絶が減少し、また、弁護士が弁護士

会照会をより一層利用するようになることを期待できるとの意見が示された。

2 文書提出義務

(1) 立法提言の概要

要綱試案における文書提出義務（民事訴訟法220条）に関する立法提言は、基本的には文書提出義務を認めやすくするものであるが、義務の対象文書の削除や新たな除外事由の設定も含むものである。その概要は、①除外事由の存在の立証責任が文書の所持者にあることを明確にする、②利益文書及び法律関係文書（同条3号）を義務の対象文書から削除する、③自己利用文書（同条4号ニ）を除外事由から削除する、④刑事関係文書（同条4号ホ）を除外事由から削除する、⑤個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書³⁾を新たな除外事由とする、⑥弁護士等⁴⁾と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項⁵⁾を証言拒絶権の対象とした上で、その事項が記載された文書を提出義務の新たな除外事由とする⁶⁾というものである。

(2) 検討課題の内容

上記の立法提言のうち、協議でとりわけ焦点があてられたのは、③、④及び⑥である。

③の自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）の除外事由からの削除については、最決平11・11・12民集53巻8号1787頁により、「開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれ」が自己利用文書該当性の判断要素の1つとされ、そこでいう不利益の例として「団体の自由な意思形成が阻害」されることが挙げられて

3) 但し、立法提言においては、個人の私生活上の重大な秘密が記載されている文書であることに加えて、その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、当該訴訟においてその支障を受忍させることが不当と認められることが必要とされている。

4) 立法提言においては、具体的には、「弁護士、弁理士、弁護士及び公証人」とされている。

5) 但し、立法提言においては、弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項であることに加えて、それらが弁護士等の法的助言を得ることを目的としたもので、秘密として保持されていることが必要とされている。

6) 但し、黙秘の義務が免除されていないことが必要である。

いる。これを踏まえて、自己利用文書の除外事由からの削除により「団体内の自由な意思形成過程」が阻害されないか、その確保の利益よりも「証拠へのアクセスと真実解明」の要請が優越すると考えることに国民一般の理解を得られるのか、また、文書所持者の提出にかかる物理的負担をどう考えるべきかといった点が、検討課題として指摘された。この問題は、本提言が具体的に立法過程で検討される際に、企業等の団体の支持を得られるか否かに直結するため、本提言の実現可能性の鍵になると考えられる。

④の刑事関係文書（民事訴訟法220条4号ホ）の除外事由からの削除は、（②の利益文書及び法律関係文書（同条3号）の削除を前提として）刑事関係文書の提出義務の有無を公務文書一般の除外事由（同条4号ロ）の問題として判断することを想定するものである。そのため、現行法では刑事関係文書には適用されていない監督官庁に対する意見聴取の手続（同法223条3項ないし5項）及びインカメラ手続（同条6項）が、本提言の下では刑事関係文書に適用されることになる。こうした影響も踏まえて、現行法の下で刑事関係文書のうちどのような文書が提出されないで不都合が生じているのか、本提言の下でそうした文書が提出されやすくなるという効果を期待できるのか、関係人の名誉やプライバシーの保護が適切になされるのか、刑事手続等への影響をどのように考えるのか、刑事関係記録の閲覧・謄写の範囲や要件に関する刑事法制との整合性をどのように考えるのかといった点が、検討課題として指摘された。

⑥の弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項に関する立法提言は、依頼者の証言拒絶権を規定していない民事訴訟法197条を改正して、そうした事項については（依頼者も）証言を拒絶できるようにした上で、そうした事項が記載された文書も同法220条4号ハの文書提出義務の除外事由に含めようというもので

ある。この提言については、一方で、③のとおり、「証拠へのアクセスと真実解明」の要請を根拠として自己利用文書を除外事由から削除しつつ、他方で弁護士等と依頼者の間の協議又は交信にかかる事項を証言や文書提出義務の対象から外すことに国民一般の理解を得られるのか、他にも、訴訟の準備の過程で作成された文書など、文書提出義務の除外事由とすべき文書があるのではないか、「弁護士等」の範囲をどのように考えるべきかといった点が、検討課題として指摘された。日弁連からは、弁護士等と依頼者の間の協議や交信にかかる事項の非開示には、法治国家において自己を防御し、また、法遵守を確保するために弁護士等に気兼ねなく相談することを保障する上で重要不可欠な独自の価値があり、諸外国でもこうした事項の非開示はほぼ当然のものとして受け入れられているとの指摘がなされた。

3 文書特定のための手続

(1) 立法提言の概要

要綱試案における文書特定のための手続（民事訴訟法222条）に関する立法提言の概要は、①特定手続の要件（同条1項の「前条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるとき」）から「著しく」を削除し、②裁判所が識別可能な文書の所持者に文書の表示（同法221条1項1号）又は文書の趣旨（同項2号）を明らかにすることを命じることができるようにし、③文書の所持者が②の特定命令に従わなかった場合に、裁判所が識別可能な文書の提出を命じることができるようにするというものである。

(2) 検討課題の内容

上記の立法提言については、現行法において「著しく」という要件が実際に不都合を生じさせているのか、文書の所持者が裁判所の特定命令に従わない場合に、文書の表示や趣旨が明ら

かにならないまま文書提出命令を出すことができるとしても、文書の所持者がその文書提出命令に従わないときに真実と認められる「当該文書の記載に関する相手方の主張」（民事訴訟法224条1項）が曖昧・不明確となり、実務の運用に支障を来さないかといった点が、検討課題として指摘された。

4 当事者照会制度

(1) 立法提言の概要

要綱試案における訴え提起後の当事者照会制度（民事訴訟法163条）に関する立法提言は、同制度の実務上の利用が非常に低調であるとの問題意識の下でなされたものである。その概要は、①相手方が所持する文書の表示及び文書の趣旨の照会ができることを明確にする、②文書提出義務の対象から除外される文書⁷⁾及び写しの送付に不相当な費用又は時間を要する文書を除き、相手方が所持する文書の写しの送付を求めることもできることを定める、③相手方の回答等の義務を明記し、相手方が回答等を拒絶する場合には、その理由を書面で通知する義務を負わせる、④「正当な理由」なく回答等が拒絶される場合や回答等のない場合、照会当事者の申立てにより、裁判所が相手方に回答等を促すことができるようにする、⑤裁判所の促しにかかわらず相手方が回答等に応じない場合、照会当事者の申立てにより、裁判所は「相当と認めるとき」に決定により相手方に回答等を命じることができ、この命令に相手方が従わない場合、照会当事者の申立てにより、裁判所は決定により相手方に過料の制裁を科すことができるようにする（これらの決定は即時抗告の対象とする）、というものである。

(2) 検討課題の内容

上記の立法提言については、特に④及び⑤が、当事者照会制度に裁判所を関与させるという点で現行法の制度との違いが顕著であることから、そのような関与の意義ないし必要性、他の民事訴訟法上の制度との均衡及び運用上の問題の観点から協議がなされた。具体的には、訴え提起後には釈明や文書提出命令も制度として存在しているため、それらと当事者照会の違いをどのように整理するのか、回答等促しの要件とされる「正当な理由」の具体的内容及びその審理方法をどのように考えるべきか、回答等命令を発する要件とされる「相当と認めるとき」とはどのような場合か、そもそも要件設定として妥当か、回答等命令に相手方が従わない場合の過料の制裁の必要性・合理性や他の制度との均衡をどのように考えるべきか、回答等命令又はその違反に対する過料の制裁の決定に対して即時抗告がなされることによる訴訟進行に対する影響をどのように考えるべきかといった点が、検討課題として指摘された。日弁連からは、当事者照会は争点整理のための事実調査を趣旨とする点で、釈明や文書提出命令とは異なり、その事実調査に裁判所が関与することで、実効的な争点整理を期待できるようになるとの意見が示されたが、訴訟物の存否の判断に必要な範囲を超えて、当事者が主導する事実調査に裁判所が関与するという発想が、民事訴訟法における制度設計として受け入れられるか否かが重要な考慮点として認識されたと思われる。

5 秘密保持命令制度

(1) 立法提言の概要

既に民事訴訟法以外の幾つかの法律において

7) 但し、立法提言においては、前記Ⅱ(1)の⑤で言及した「個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書」が当事者照会における文書の写しの送付要求から除外されるためには、（文書提出義務の除外事由として認められるために必要な）「当該訴訟においてその支障を受忍させることが不当と認められる」ことは必要とされず、「その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があれば足りるとされている。

は、不正競争防止法が定める営業秘密が訴訟の場に顕出される場合の営業秘密の保護を目的として、秘密保持命令制度が定められている（特許法105条の4ないし105条の6、独占禁止法81条ないし83条、不正競争防止法10条ないし12条など）。要綱試案における秘密保持命令制度に関する立法提言は、このような秘密の保護は上記法律が想定する訴訟類型にとどまらず民事訴訟一般において必要であるとの考えから、秘密保持命令制度を民事訴訟法上の一般的な制度とするというものである。但し、要綱試案における秘密保持命令制度には、既存の秘密保持命令制度との間で、2つの大きな相違が挙げられる。すなわち、①既存の制度では、営業秘密のみが保護の対象であるのに対して、要綱試案における制度では、「個人の私生活上の重大な秘密」も保護対象とされ、また、②既存の制度では、訴訟の当事者のみが秘密保持命令の申立権者とされているのに対して、要綱試案における制度では、文書提出命令及び文書送付嘱託における文書の所持者も申立権者とされている^{8) 9)}。

(2) 検討課題の内容

上記の立法提言のうち、特に協議において焦点が当てられたのは、上記②の点である。すなわち、既存の秘密保持命令制度は、営業秘密を保有する訴訟の当事者が、自己のためにその営業秘密を訴訟の場に積極的に顕出したいという局面で、その秘密性を確保するために利用することを想定するものであるが、要綱試案における制度で新たに申立権者とされている文書提出命令及び文書送付嘱託における文書の所持者は、基本的に、その保有する秘密を訴訟に積極的に顕出したいとは考えていない。従って、どのような場合にそうした文書の所持者が秘密保

持命令の申立てをすることがあるのか、また、仮に文書提出命令における文書の所持者が文書提出に応じざるを得ない場合に秘密保持命令の申立てをすることが考えられるとしても、裁判所が文書提出命令を出すか否かの判断をするにあたり、秘密保持命令を利益衡量の際の考慮要素とすることが可能であるのか、もしそれが可能であるとしても、文書提出命令の発令と秘密保持命令の申立ての時期の関係をどのように整理すべきかといった点が、検討課題として指摘された。

III 運用改善に関する意見交換の概要

当部会においては、以上の立法提言に関係して、現行法の運用改善についても意見交換が行われた。日弁連からは、当事者による訴訟手続外（訴え提起前を含む）の証拠・情報収集を促進するため、弁護士会照会制度の更なる利活用を進めるべきではないか、文書提出命令発令の要件である「必要性」（民事訴訟法181条等）の判断が厳格に過ぎるのではないかと、自己利用文書（同法220条4号ニ）該当性の判断において、インカメラ手続をより積極的に利用することで、開示範囲を広げることができるのではないかと、抗告審での審理のために訴訟記録が送付されることで基本事件の審理が事実上停滞することから抗告申立てが躊躇されている可能性があるとの工夫はできないかといった意見が示された。最高裁判所からは、運用についての現状認識や、現在の運用の前提となる考えについて、日弁連とは異なる意見も出された。

8) 併せて、秘密保護のための閲覧等の制限の規定（民事訴訟法92条）における申立権者及び秘密保有主体に文書提出命令及び文書送付嘱託における文書の所持者を加えることも提言されている。

9) 他に、既存の制度においては秘密保持命令の発令要件の立証に疎明が求められているところ、要綱試案においては証明が求められるとされている点も、相違として挙げられる。

IV

総括及び今後の動向

以上概観したとおり、当部会においては「証拠収集手段の拡充」について、多岐にわたる充実した協議が行われた。これにより日弁連においては、特に、意見書及び要綱試案における立法提言について、それらが現実化する際に問題となり得る論点を抽出することができた。また、この協議においては、一般論として、代理人相互間で積極的に証拠・情報を開示し合い争点を共有化する意識が醸成される必要があること、改革のためには、情報の開示義務を負うこととされる者を始め、社会全体の間で、民事司法手続で開示されるべき情報及び保護されるべき情報に関する共通認識が形成されることが重要であることも指摘され、有益な認識の共有化も図ることができた。

しかしながら、意見書の対象である弁護士会照会制度の改正については、もともと同制度が議員立法により導入されたという事情があり、その立法化のためには、日弁連が能動的に立法機関への働き掛けを進める必要がある。また、要綱試案の対象である民事訴訟法の改正については、(「判決・執行制度の拡充」部会の成果のように)法制審議会で採り上げられることを想定した法務省による研究会の立上げという具体的な動きには至っていない。民事司法の立法課題が山積していることがその原因とも考えられるが、証拠収集手段の拡充は民事訴訟を利用しやすく事案解明力のあるものとする上で極めて重要であり、我が国の民事訴訟制度の改善のために、日弁連としては粘り強くその立法化に向けた動きを持続しなければならない。

(日弁連・最高裁協議「証拠収集手段の拡充」

部会協議員)

民事司法改革の現状と課題

民事執行制度の充実・強化

- I はじめに
- II 財産開示手続の改正事項
- III 第三者財産照会制度の創設
- IV その他の民事執行法の改正検討事項等
- V 終わりに



東京弁護士会会員

鷹取 信哉

Takatori, Nobuya

I

はじめに

2003年の担保・執行法改正によって、金銭執行の実効性確保のために財産開示制度が創設された（民事執行法（以下「法」という。）第4章）。日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、その運用状況を調査するため、2008年1月に財産開示手続に関するアンケートを実施したが（回答者数1010人）、財産開示手続を通じて債権回収ができなかったとの回答が有効回答数のうち70.3%（258人）を占め、財産開示手続が現行のままでよいとの回答は6%（68人）にとどまった¹⁾。

学者研究者からも、同制度の問題点を指摘するとともに、その機能強化に向けた立法提案がなされてきており²⁾、運用状況を踏まえてその内容を見直すべきとの意見が広まってきたといえよう。

ここにおいて、日弁連は、2013年6月21日、「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」（以下「日弁連提言」という。）を発表した³⁾。その内容は、強制執行不奏功等要件の廃止、再施制限規定の廃止など現行の財産開示制度の改正に加え、第三者に対する財産照会制度という新制度の創設を含んでいる。その後、日弁連は、2014年にもアンケート調査を実施したが⁴⁾、それによると財産開示手続を申

1) このアンケートの結果及び分析は、福岡剛志「財産開示手続をいかに改革すべきか」自由と正義61巻7号47頁（2010年）以下に詳細に報告されている。

2) 内山衛次「財産開示手続の実効性」法と政治62巻4号76頁以下（2012年）、執行法制研究会（代表三木浩一）「民事執行制度の機能強化に向けた立法提案」判例タイムズ1384号84頁（2013年）、上原敏夫「執行法制の変革の歴史と今後の展望」新民事執行実務11号55頁（2013年）など

3) http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621.pdf

し立てても債権回収を実現できなかったとの回答が有効回答数の72%（105人）を占め⁵⁾、財産開示制度をより効果的にする必要があるとの回答が全回答の85.3%（949人）に達するなど、多くの弁護士がその改善を望んでいる状況が鮮明となった。このような状況を踏まえ、日弁連の民事改革推進本部を中心に、最高裁判所（以下「最高裁」という。）との間に「判決・執行制度の拡充」部会（以下「部会」という。）を発足させ、2014年9月24日から2015年11月4日までの間、全8回にわたりこの提言を中心に協議を重ねた⁶⁾。

この協議を通じて、日弁連提言が克服すべき課題や将来検討すべき事項を、日弁連において抽出することができたので、本稿では、これらの点を紹介することとしたい。

なお、本稿における意見や感想にわたる部分は、全て個人的なものであり、部会一定の結論をみたものではないことを、あらかじめお断りしておきたい。

II

財産開示手続の改正事項

1 改正の目的及び必要性

財産開示制度は、一般に権利実現の実効性確

保を目的とすると解されているが⁷⁾、権利実現を不可能とする原因には、債務者の無資力も想定される。そこで、部会では、そもそも財産開示手続の改正が権利実現の実効性確保に資するのかが協議した。検証困難な課題ではあるが、改正により債務者の弁済に向けた心理的強制を期待できるし、実効性確保に向けた不断の改善努力が必要なのではないかと考えられる。筆者の経験では、労力や費用をかけて債務名義を得ても、債務者の責任財産を把握できないために強制執行を申し立て得ない事例は少なくなく、民事執行法の改正は、司法に対する信頼確保のためにも不可欠のように思われる。

次に部会では、2014年のアンケート調査の結果、最高裁判所から提供された統計資料、諸外国の類似制度の統計等をもとに、改正の必要性（立法事実）を検証した。申立件数の相違から⁸⁾、単純にわが国の財産開示制度が諸外国の制度に比して問題があると評価できないが、彼我の開きは大きく、改善の必要性自体は否定できないと考えられる。

2 不奏功等要件の廃止

（1）現行法では、執行裁判所が開示手続実施の決定をするためには、先に行った強制執行又は担保執行における配当等の手続⁹⁾で金銭債権の

4) このアンケート調査は、第26回司法シンポジウム「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは—民事裁判と家庭裁判所の現場から—」の資料とするため、当時の登録会員を対象に2014年2月12日から6月18日までに実施された（回答者数1113名）。

5) 財産開示手続によって債権回収ができたかとの質問に対し、有効回答者150人のうち、判明した財産に対する強制執行で回収できたと回答した者は0.53%（8人）、財産開示手続の申立て後に任意弁済を受けて回収したと回答した者は1.26%（19人）であった。これに対し、回収できなかったとの回答者は72%（105人）に及んだ。

6) 後述のとおり、協議事項として、日弁連提言のほかに一定期間経過後の債権差押命令の失効、不送達の場合の債権差押命令の取消し及び子の引渡しの強制執行に係る規定整備が加わった。

7) 谷口圓恵・筒井健夫『改正担保・執行法の解説』12頁、136頁（商事法務、2004年）

8) わが国の財産開示手続の施行日は2004年4月1日であるが、申立件数は同年に718件を数え、2005年には1182件となった。しかし、その後は600件台から800件台を推移し、2010年には1207件と持ち直したものの、翌年には減少に転じ、2013年には979件と1000件を下回っている。これに対し、ドイツでの宣誓に代わる保証手続（ドイツ民事訴訟法802c条以下）の申立件数は、近年では年間200万件を超え（三木浩一編『金銭執行の実務と課題』176頁（青林書院、2013））、韓国でも、財産明示手続（韓国民事執行法61条以下）の申立件数は年間10万件を超えている（同著273頁）。

9) ここにいう「配当等の手続」については、実務上、配当又は弁済金の交付（法84条3項）と捉えられている（東京地決平成20年12月1日判タ1296号301頁、東京高決平成21年3月31日判タ1296号298頁など）。

完全な弁済を得ることができなかったとき（法197条1項1号、2項1号）、又は知れている財産に対する強制執行又は担保執行を実施しても、申立人がその金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき（同条1項2号、2項2号）という要件（以下これらの要件を「不奏功等要件」と総称する。）の充足が必要である。しかし、一般に債権者は、強制執行の対象財産に関する情報を持ち合わせず、財産開示手続によって債務者財産の情報を得ようとするのであるから、強制執行等の前置を必要とする1号要件や債権者に調査義務を課す2号要件は、債権者に過大な負担となる。そこで、日弁連は、不奏功等要件を削除し、原則として、強制執行開始要件を充足すれば財産開示決定を可能にすべきであると提言した。これを踏まえて部会では、2号要件の運用改善で債務者の負担を抑えられないか、債権者にも一定の自助努力を求め、それで財産把握ができないときにはじめて財産開示を求める仕組みを考えられないか等を協議した。債権者にとっての利便性と債務者の負担をいかに調整するかは、今後の課題である。

(2) 日弁連は、前述のとおり、不奏功等要件の廃止を提案しつつも、濫用的な申立てを排除するため、例外的に「申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められる等正当な理由がないとき」（以下「正当理由」という。）には、財産開示の申立てを棄却できると提言した。

部会では、画一的な処理を要する民事執行の分野において、このような規範的要件を定めるのが適切かを中心に、正当理由を誰が、どの段階で主張し、執行裁判所がどの段階で判断をするべきか等を協議した。今後は濫用事例を具体的に想定した上で、それを排除するための要件及び手続の検討が必要であろう。

3 再施制限規定の廃止

現行法では、申立ての日前3年以内に、既に開示義務者が他の財産開示手続において債務者の財産について陳述したものである場合には、原則として財産開示手続を実施できない（法197条3項）。しかし、債務者の財産状態が日々変化するのに、原則として3年間も財産開示手続を実施できないというのは硬直的に過ぎる。そこで、日弁連は、この再施制限規定を廃止すべきであると提言したが、これだけでは債権者が嫌がらせ目的で頻繁に申し立てる行為を封じられないため、併せて正当理由を根拠に棄却を可能にするべきであると提案した。上記2(2)と同様、ここでも正当理由の要件及び手続が今後の課題として残った。

4 過去の財産処分についての開示義務

現行法では、財産開示期日に債務者が陳述すべき財産の中に、過去に処分した財産は含まれない。しかし、債務者が財産開示期日までに所有財産を処分することは可能であり、悪質債務者によって財産開示手続が骨抜きとされかねない。そこで、日弁連は、財産開示期日における債務者の陳述すべき事項に、①財産開示期日前3年以内の不動産の譲渡、②緊密な関係を有する者に対して行った不動産以外の財産の有償譲渡、③無償の給付であって安価な慣習上の贈与といえないものの追加を提言した。

部会では、現行の財産開示手続は責任財産の把握を目的としており、そうであれば債務者が現在所有する財産の開示で足りるのではないか、過去の財産の把握は詐害行為取消事由の探索という新たな目的の追加にならないか、仮にこのような開示を認める場合、開示請求権の法的性質は何かなどを協議した。これらは、立法化のためにはいずれも克服を要する課題である。

5 刑事罰による制裁の実効性確保

日弁連は、違法性が高いと思われる虚偽陳述（過去の資産処分に関する陳述を除く。）につき100万円以下の罰金刑の導入を提言した。部会では、刑事罰化は検察庁の裁量を許し、かえって虚偽陳述の不起訴事案が増えないか等を協議した。また、日弁連提言は、虚偽陳述における過料と罰金の関係を明らかにしておらず、今後の課題として残った。

6 財産開示手続違反者名簿制度の創設

日弁連は、財産開示手続において、違反者に対する制裁の一つとして、財産開示手続違反者名簿制度の創設を提言した¹⁰⁾。債務者が名簿掲載による経済的信用の低下を懸念し、財産開示を促す効果を期待したものであるが、部会では、民事訴訟、民事執行等の命令違反に同種の制裁がないのに、ひとり財産開示命令違反にこのような制裁を科する理論的根拠を協議した。また、違反者の特定方法、審理手続、個人情報保護、登載抹消の要件・手続等についても協議を行った。仮に同制度が導入された場合、ブラック・リストとして利用されるのか、単なる手続違反者の名簿として利用されないのかが不透明なこともあり、その創設には克服すべき課題が多いように感じられた。

て、第三者に情報提供を求める第三者照会制度の創設を提言した。

部会では、弁護士会照会（弁護士法23条の2）の実効化で対応できないかが話題となったが、弁護士に委任しない債権者の権利実現を図るためには、弁護士会照会に頼らない制度を創設する必要があると思われた。

次に、第三者財産照会制度は、必然的に第三者に回答の負担を負わせ、また、その回答を通じて、債務者のみならず、第三者のプライバシー、営業秘密等が開示させられることがあり得る。そこで、部会では、第三者にこのような負担や不利益を強いる正当化根拠を協議した。この点、債務者の権利の実現には第三者の負担等より優越する価値があるとは言いきれず、第三者に回答を法的に強制するのは困難ではないかとの見解もあり得るが、民事執行法に証人義務類似の公法上の回答義務を設けた上で、裁判所の決定により具体的な回答義務を生じさせることは、立法政策として可能のように思われる。ただ、どのような立場であれ、第三者の負担等に対する配慮は必要であり、被照会者の範囲、照会手続、照会事項、回答拒絶事由、不服申立て方法等については、権利実現の実効性とバランスの取れた制度を目指すべきであろう。

2 被照会者の範囲

日弁連は、照会先を官庁、公署、銀行、信託会社、証券会社、債務者の使用者その他の者とする提言をしたが、現実問題として、一般企業の中には、債務者との取引関係の正確な把握が困難なものがあるし、業態によっては債権の発生・不発生が曖昧なものもある。さらに、金融

III

第三者財産照会制度の創設

1 制度創設の正当化根拠

日弁連は、財産開示手続によって、債務者から責任財産の情報を得るのには限界があるとし

10) その内容は、①財産開示手続に関する執行裁判所は、正当な理由のない開示期日への不出頭、財産目録の提出拒否、宣誓拒否や虚偽財産目録の提出をした場合に、その財産開示を申し立てた債権者の申立てにより、財産開示手続違反者名簿に一定事項（債務者が自然人である場合は、氏名、生年月日、住所、法人である場合は、商号、所在地等）を登載する旨の決定をしなければならない、②名簿は、誰でも閲覧、謄写することができる、③名簿登載から5年を経過した場合、又は弁済等により債権者が同意した場合等には抹消されるというものである。

機関等が回収局面に入り、債権者と競合関係に立つこともある。そこで、部会では、すべからず第三者に照会義務を課することに問題がないかを協議した。今後は、照会先の公共性・調査態勢、照会事項、負担の程度等の観点から、被照会者の範囲を検討する必要があると感じられた¹¹⁾。

3 照会事項

日弁連は、照会事項を送達の前2年まで遡り、債務者の不動産、預貯金、信託財産、株式、収入、規則で定めるその他の事項とする提言をした。送達前2年に遡らせたのは、第一審及び控訴審の審理期間中に債務者が財産を処分する可能性を念頭に置いたからである。部会では、前記Ⅱ4と同様の理論的な問題点を中心に協議がなされた。

また、日弁連提言は照会事項を例示列举したにとどまるが、照会先の情報の中には、第三者が債務者から提供を受けた情報だけではなく、自らの必要性の判断の下、独自に費用と労力をかけて収集した情報もあり得る。また、信用調査会社が収集する信用情報のように、それ自体に財貨的な価値があるものもあり、これらを一律に第三者に開示させるのは、第三者の不利益が大きいのではないかを協議した。さらに、勤務先の情報開示により、債務者の就業に影響を及ぼす懸念も考えられ、今後は照会事項を具体的に検討する必要がある。

4 裁判所の関与の在り方

日弁連は、執行裁判所において、照会による情報の取得又は照会の結果を遅滞なく申立人に通知しなければならないと提言したにとどま

り、裁判所の関与の在り方を具体的に提言するものではないので、部会ではこの点を協議した。裁判所の関与には、①裁判所が照会の許可のみを行い、照会書の発行及び回答の受領を債権者が行う、②裁判所は照会のみを行い、第三者が直接債権者に回答する、③裁判所が照会及び回答の受領を行うなど様々な法制度が考えられ、裁判所の負担、回答の実効性、第三者の謄写閲覧権等に配慮しながら、さらに検討を重ねる必要がある。

5 濫用防止対策

日弁連提言は、裁判所の判断事項に触れていないため、部会では、債務名義の存否のほかに裁判所が審理すべき事項、特に濫用事例の審理の在り方を協議した。濫用事例には、①同一債権者が同一債務者につき多数回の第三者照会を申し立てる場合、②同一債権者が多数の照会先に第三者照会を申し立てる場合などが想定されるが、①の対策としては回数制限が有効であるが、裁判所の現行システムでは全国の事件を一括管理しておらず、裁判所が職権で申立回数を調査するのは困難である。少額訴訟における利用回数の届出制度(法368条1項ただし書、3項、381条1項、規則223条)と類似の制度を設け、その内容を審理事項とすることも一案として考えられるように思われた。

②については、複数の第三者への照会が可能とすると、照会の結果、債務名義の債権額を超える事態が生じ得るため(過剰照会)、その可否を協議した。現行の財産開示手続でも債務者に全財産の開示を求め得る上、債権者としては、回答内容を予測できない申立段階で過剰回答を想定して申立件数を控える行動は取り得

11) 近年、金融機関の中には、有名義債権者の代理人弁護士の出に係る弁護士会照会に応じて、全店の預金残高を調査し、回答に応じるものが少なくないが、大手都市銀行には、弁護士会と照会手続、費用等に関する協定を結んではじめて回答に応じるものもある(佐藤三郎ほか「《座談会》弁護士法23条の2の照会に対する金融機関の対応」金融法務事情1991号6頁以下(2014年)参照)。

ず、この点の規制は困難なように思われた。

6 債務者の不服申立手続

日弁連提言は、債務者の不服申立手続に触れていないため、その整備の必要性の有無、仮に整備をする場合の手続の在り方について協議をした。この点、早期に債務者の不服申立ての機会を付与したのでは、財産隠匿を可能にしかねないから、事後的な救済にとどめるか、せいぜい裁判所が回答を受領し、債権者にこれを伝える前に不服申立ての機会を付与するなどの工夫が必要であろう。今後は、債務者の手続保障と第三者照会制度の実効性のバランスに配慮した検討が必要である。

7 回答拒否及び虚偽回答に対する制裁

日弁連は、第三者の正当な理由のない回答拒否及び虚偽回答に30万円以下の過料を科する旨の提言をした。部会では、照会事項や回答期間にもよるが、その制裁が重きに失しないか、法147条2項（第三債務者の陳述の催告違反）とのバランスを図るべきではないかといった点を協議した。

IV

その他の民事執行法の改正検討事項等

部会では、日弁連提言のほか、①一定期間経過後の債権差押命令の失効、②不送達の場合の債権差押命令の取消し及び③子の引渡しに強制執行に係る規定整備についても協議をした。①は、債権差押命令の発令後に取立等が完了せず

に終了しない事件の解消を¹²⁾、②は、債権差押命令が第三債務者に送達されたものの債務者に送達できなかった場合に、差押債権者が再送達の申出等をせずに放置して終了しない事件の解消を目指すものである。また、③は、現行の民事執行法に子の引渡しに関する明文規定がないため、子の福祉に配慮しつつ、子の引渡しを命じる裁判の実効性を確保する規定を整備するべきであるとの問題意識を背景とする。国際的な子の返還の強制執行においては、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年6月19日法律第48号）で具体的な規律が整備されており、その規律の考え方が国内における子の引渡しに妥当するかを検証しつつ、具体的な規定を検討するべきであろう。

V

終わりに

民事執行は、多くの弁護士の実務に大きな影響を与える分野である。今般、法制審議会で本格的に審議されることを視野に入れて、学者と実務家による民事執行手続に関する研究会が始まっており、日弁連が掲げた民事司法改革が実現される機運が高まっている¹³⁾。本稿は、紙幅の関係もあって、議論の状況をつまびらかに伝え切れない不十分な内容ではあるが、民事執行に関心のある会員諸氏の参考になれば幸いである。

（日弁連・最高裁協議「判決・執行制度の拡充」
部会評議員）

12) 第三債務者は差押命令の効力を受け続ける一方、差押債権者の時効中断効は継続すると解されている。法の改正は、このような実体法上の法律効果にも影響を与える。

13) 民事執行手続に関する研究会では、本文中に掲げた部会のテーマのほかに、不動産の競売における暴力団員の買受防止の方策についても議論がなされている。日弁連は、2013年6月21日「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」を公表し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は法人でその役員の中に暴力団員等のあるものによる不動産の買受けを禁じる法律の整備を求めてきたところである。

民事司法改革の現状と課題

子どもの手続代理人制度の充実

- I はじめに
- II 協議の経過
- III 子どもの手続代理人の役割について
- IV 子どもの手続代理人の報酬を巡る議論
- V 残された課題



東京弁護士会会員
池田 清貴
Ikeda, Kiyotaka

I はじめに

家事事件の手続を定める家事事件手続法（以下「家事法」という。）が2013年1月1日に施行された。同法は当事者の手続保障を一つの柱としているが¹⁾、併せて、子ども²⁾のための手続保障についても多くの規定を設けている。具体的には、子どもの意思の把握及び考慮義務に関する総則的規定が設けられ（家事法65条、258条1項）、陳述聴取の範囲も大幅に拡大された（家事法152条2項、169条1項・2項等）。また、子どもにも一定の事件類型には手続行為能力があることが明文で定められ（審判は家事法118条を

準用する151条2号、168条3号、同条7号等。調停は252条1項）、子ども自らが手続主体として手続に参加³⁾する道が開かれた。そして、手続に参加した子どもについて、裁判長が弁護士を手続代理人に選任することができるという規定も設けられた（家事法23条）。この「参加」と「手続代理人選任」を組み合わせた制度がいわゆる「子どもの手続代理人制度」である⁴⁾。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）子どもの権利委員会の把握では、子どもの手続代理人制度の導入以来、その選任例は約20例にとどまっている。そこで、同制度の充実を図るため、最高裁判所（以下「最高裁」という。）と日弁連の民事司法改革に関する協議会におい

1) 金子修編著「一問一答家事事件手続法」25頁（商事法務、2012年）参照。
 2) 本稿では、特に断らない限り未成年者を指すものとする。
 3) 当事者参加（家事法41条）、利害関係参加（家事法42条）のみならず、実体法上申立権の付与された事件の申立て、即時抗告等を含む広義の参加を意味するものとする。
 4) 制度の詳細については、池田清貴「子どもの意思の代弁～家事事件手続法における子どもの手続代理人」二宮・渡辺編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除出版、2014年）65頁参照。

て、「子どもの手続代理人制度の充実」部会が設けられ、協議が行われることとなった。本稿では、協議の経過、協議の成果物、今後の課題について述べたい。なお、意見にわたる部分は、私の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきたい。

II

協議の経過

「子どもの手続代理人制度の充実」部会（以下「部会」という。）は、2014年10月6日から2015年7月31日まで、計10回にわたり開催された。

部会の初期の段階では、子どもの手続代理人の選任数がいまだ低調であることの要因の分析と部会での協議の進め方について意見交換を行った。

日弁連からは、子どもの手続代理人の報酬の制度的手当てが整っていないことが選任数の増加しない要因であるとし、報酬制度の改正のあり方について協議すべきとの提案を行った。これに対し最高裁からは、報酬制度の改正のあり方については意見を述べる立場になく、また、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）との比較において、子どもの手続代理人がどのような独自性を有しているのかが明らかでないため、その点を整理することが不可欠であるとの意見があった。

最高裁の示した「家裁調査官との異同」という論点については、家事法制定にかかる法制審議会ですでに議論が尽くされ、現行の「子どもの手続代理人制度」という形に結実したのであるから、異同論を乗り越えて、家裁調査官との協働の道を模索すべき段階にあるのではないか

とも考えられた。しかし他方で、実務上、一体どのような事案で子どもの手続代理人制度を活用すべきかが分かりにくいという指摘も現実になされており、その背景として、家裁調査官の役割との異同が明確でないという事情もあると思われた。

そこで、部会では、子どもの手続代理人の役割についての議論を進めることとなった。

III

子どもの手続代理人の役割について

1 議論の経過

子どもの手続代理人の役割の捉え方についても、当初、日弁連と最高裁との間で少なからぬ開きがあった。日弁連では、子どもの手続代理人の役割として、すでに実績のある子どものためのシェルター⁵⁾における子どもの代理人活動などを参考としており、手続の内外を問わず、トータルな子どもの最善の利益（子どもの権利条約3条）を確保する役割を担うものと考えていた。いわば、「役割の広がりの可能性」に着目していたといえる。これに対し、最高裁は、子どもの手続代理人の活動のうち何が中核（コア）を占めるのかを明らかにしたいと考えており、「役割の本質」に着目していたといえる。両者には、微妙な志向の違いがあったといえよう。

しかし、こうした志向の違いにもかかわらず、議論を重ねる中で、家裁調査官は裁判所の機関として中立・公平な立場で、行動科学の専門家として子どもに関わるのに対し、子どもの手続代理人はあくまで代理人として、依頼者である子どもに関わるという点が、当然ではある

5) 虐待を受けた子どもなど行き場のない子どもたちが一時的に避難する場所。2004年6月に東京の弁護士が中心となって設立した現在の社会福祉法人カリヨン子どもセンターをはじめとして、全国に10か所以上存在する。2011年7月から児童自立生活援助事業（児童福祉法33条の6）の一つとして位置付けられた。保護した子どもには、必ず弁護士が代理人として付き、退所に至るまでの幅広い環境調整を行う。

が最も本質的かつ重要な差異であることが次第に確認されていった。また、その差異を基に、逆に協働の可能性が認識されていくこととなった。

その一例を示すと、日弁連が、これまでの活動例から「子どもの手続代理人は、子どもと何度も面談をするので、家裁調査官に比して子どもの意思を継続的に把握することができる」という意見を示せば、最高裁からは「家裁調査官も必要があれば何でも子どもの調査をすることができる」という意見を受けることとなり、これだけでは議論が面談の頻度の問題に矮小化されることとなる。しかし、前記本質的差異を踏まえれば、①代理人は依頼者（子ども）の意思をその都度把握していなければ代理人活動ができない以上、手続の進行に応じて依頼者（子ども）と打合せを行うため、子どもの意思を継続的に把握する特徴があるのはむしろ当然である、②他方、家裁調査官は、代理人を通じてなされる子どもの意思に関する主張も踏まえ、行動科学の専門家として、非言語的な部分を含めた子どもの意思の把握に努める役割を持つ、というように両者の差異及び協働の可能性を整合的に説明することができるのである。

また、このようにして子どもの手続代理人の役割が明確化されれば、おのずと、どのような事案で子どもの手続代理人制度の利用が有用であるかという類型化が可能となってくる。

部会では、こうした建設的な議論が毎回展開され、その成果を日弁連においてまとめたものが、「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」（以下「有用な類型」という。）である。「有用な類型」は、最高裁も、実務の参考になるものとして各地の家庭裁判所に送付し、関係職員への周知を求めている。貴重な成果であるので、次項に全文を掲載したい。

2 「有用な類型」

子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型

平成27年7月31日

1 子どもの手続代理人の役割

① 子どものための主張及び立証活動

（補足説明）

子どもは、事件の申立て、当事者参加、利害関係参加等を通じて手続の主体となり、自己の権利の行使として手続行為を行う。子どもの手続代理人は、こうした子どもの権利及び正当な利益の実現のために、主張及び立証活動を行う。

その際、子どもの手続代理人は、依頼者である子どもの意思を尊重して職務を行い（弁護士職務基本規程22条1項）、子どもがその意思を十分に表明できないときは、適切な方法を講じてその意思の確認に努める（同2項）。また、主張・立証のための頻繁な打合せを通して、代理人は子どもの意思を継続的に把握する特徴がある。このことは、子どもにとっては、手続主体として意思表示を行う手段の多様性が確保されるという意義がある。

家庭裁判所にとっても、子どもの意思の多面的な発露（家裁調査官が子どもの言動に影響を及ぼしている要因を分析して子どもの意思を的確に把握するにあたって、子どもが自己の代理人との打合せにおいて示す言動等も参考となりうる）を踏まえて、子どもの意思の把握の精度を向上させることが可能となるという意義があるものと思われる。

② 情報提供や相談に乗ることを通じて、子どもの手続に関する意思形成を援助すること

（補足説明）

上記①の活動を行うにあたっては、(ア) 子どもに対して、手続の進行状況に関する情報、審判・調停の結論の見通し、結論それ自体、その他子どもが手続行為を行う際の判断の基礎となる情報（たとえば、今後の生活状況や通学に関する情報など）を分かりやすい言葉で提供したり、(イ) 手続に関し、子どもが意思を定めかねているような場合や、子どもが一定の意思を示しているが、なお働きかけの余地があるような場合等において、子どもの相談に乗ったりすることにより、子ども

の手続に関する意思形成を援助する必要があることも多い。

なお、子どもの示した手続に関する意思がその客観的利益に反すると認められるような事案や子どもの手続に関する意思に反した結論が見込まれる事案等において選任された手続代理人の役割について付言すると、子どもの手続代理人は、依頼者である子どもの意思を尊重して職務を行うこととされているから（弁護士職務基本規程22条1項）、子どもの意思を変えさせる役割を担うものではない。しかし、子どもに対し、その客観的利益や結論の見通しについて情報提供したり、相談に乗ることを通じて一定の働きかけをしたりすることは、子どもがその後の手続、ひいては結論に対して納得感を持つことができるという意味で有益であるとともに、結論の実効性を高め、紛争の再発を防止する効果もあるものと思われる。

③ 子どもの利益に適う合意による解決の促進

（補足説明）

子どもが父母間の紛争に利害関係参加する場合には、子どもの立場から、父母に対して、離別後の子どものより良い養育のあり方について積極的な提案を行い、子どもの利益に適う合意による解決を父母に働きかける。また、上記①の活動に関連する子どもを巡る突発的な事態が手続係属中に生じたような場合などには、父母に対し、子どもの利益に適う暫定的な合意を促すなど、適宜の対応を行う（たとえば、子の監護者指定の事案で、子どもが同居親宅から家出し、別居親宅に行ってしまった等の例が考えられる）。

一方、家裁調査官も、調査面接における働き掛けや、（調査報告書の閲覧、調停期日におけるフィードバックによる）調査結果の父母との共有等を通じて、父母が子どもの利益の視点に立って解決策を考えることを促す活動を行っている。そのため、子どもの手続代理人は、家裁調査官とそれぞれ本来の役割を果たしつつ協働することとなる。

④ 不適切な養育等に関する対応

（補足説明）

事件を申し立て、又は手続に参加した子どもについて、同居親による養育に問

題がある等、子どもの日常生活に支障があるときは、必要に応じて児童相談所その他の関係機関と連携することがある。

一方、家裁調査官も社会福祉機関との連絡その他の措置をとることができるため（家事事件手続法（以下「家事法」という。）59条3項）、子どもの手続代理人は、家裁調査官とそれぞれ本来の役割を果たしつつ協働することとなる。

こうした活動は、子どもの最善の利益を確保するためのものであるが、子どもの手続代理人にとっては上記①の活動を行うための前提条件を確保するという意義がある。また、子どもの手続代理人がそのような活動を行う場合には、家庭裁判所にとっても、子どもの意思の把握その他の手続上の関わりを行うための前提条件を確保するという意義があるものと思われる。

2 子どもの手続代理人制度の利用が有用な事案の類型

（補足説明）

以下の①から⑥までの類型化は、子どもの手続代理人選任を見越した職権参加の相当性判断（家事法42条3項）、又は事件を申し立て、若しくは参加が認められた子どもに手続代理人を選任するかどうかの必要性判断（家事法23条1項）の際に参考になるものと思われる。

なお、家事法の立法趣旨の一つである子どもの手続保障という観点からは、子ども本人がした任意参加許可の申立てが相当でないとして許可されないということは、家事法42条5項において想定している場面を除けば少ないものと思われる。

① 事件を申し立て、又は手続に参加した子どもが、自ら手続行為をすることが実質的に困難であり、その手続追行上の利益を実効的なものとする必要がある事案

② 子どもの言動が対応者や場面によって異なると思われる事案

（補足説明）

1 ①に記載したように、子どもの言動は対応者や場面によって異なることがありうること、主張・立証のための頻繁な打合せを通して、代理人は子どもの意思を継続的に把握する特徴があることなどを踏まえると、子どもの手続代理人の活動は、家裁調査官が子どもの意思の把握

の精度を向上させるためにも有用であると考えられる。

③ 家裁調査官による調査の実施ができない事案

(補足説明)

たとえば、同居親又は子ども自身が調査を拒否し、あるいは拒否的であるなどの理由により、家裁調査官による調査が行えない場合などが考えられる。

④ 子どもの意思に反した結論が見込まれるなど、子どもに対する踏み込んだ情報提供や相談に乗ることが必要と思われる事案

(補足説明)

上記1②参照。

⑤ 子どもの利益に適合意による解決を促進するために、子どもの立場からの提案が有益であると思われる事案

(補足説明)

上記1③参照。

⑥ その他子どもの手続代理人を選任しなければ手続に関連した子どもの利益が十分確保されないおそれがある事案

以上

3 「有用な類型」の解説

「有用な類型」は、家裁調査官との差異に着目して子どもの手続代理人の役割を整理した成果である。そのため、「有用な類型」という略称にもかかわらず、事案の類型化よりも子どもの手続代理人の役割に比重を置いた記述となった。そこで、現場のニーズに応えるためには、どのような事案について制度を利用すると有用なのかを整理する必要がある。別途、日弁連子どもの権利委員会において、会内資料として「『子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型』の解説」(2015年11月13日)を作成した。これは、「有用な類型」そのものとは異なり、最高裁と共有しているものではなく、日弁連の公式見解を示したものでもないが、実務の参考となるものとして日弁連の会員向けサイトに掲載されている⁶⁾。

IV 子どもの手続代理人の報酬を巡る議論

次に、部会のもう一つの議題であった、子どもの手続代理人の報酬を巡る問題の議論の状況について報告する。

1 部会以前の問題状況

まず、部会以前における子どもの手続代理人の報酬を巡る問題状況を簡単に説明しておきたい。

国選の子どもの手続代理人の報酬は、子どもが現に支払ったか、又は手続上の救助(家事法32条2項で準用する民訴法83条1項2号)により支払の猶予を受けた場合に、手続費用となる(民事訴訟費用等に関する法律2条10号)。手続費用は原則として各自負担であるが(家事法28条1項)、子どもには資力が不在の一般であるため、これを他の当事者に負担させることができ、多くの場合父母負担となることが想定される。しかし、そうした費用負担ができない経済状態にある父母のケースも多く、制度の活用が躊躇うられ、子どもへの法的支援を十分に提供できていないというのが現状である。

また、私選の子どもの手続代理人の報酬の取扱い、子ども自身に負担させることは現実的ではなく、また適切でもないため、別途手当てを考える必要がある。といっても、現在の民事法律扶助制度は償還義務を前提としているため、子ども単独での利用は認められていない。また、日弁連が資金を出資し、法テラスに業務を委託している「子どもに対する法律援助」という援助事業もあるが、同事業は児童虐待などの場合を想定しており、父母間の家事事件に参加した場合に適用されるかについては疑義があるとされる⁷⁾。そのため、私選の子どもの手続代理人については、基本的に報酬の手当てがな

6) 日本加除出版「家庭の法と裁判」第5号に、その一部を掲載予定である。

7) 現在、適用対象とすべく議論が行われている。

い状況である。

こうした状況を受けて、日弁連は「子どもの手続代理人の報酬の公費負担を求める意見書」(2012年9月13日)を発表し、国選の子どもの手続代理人の報酬については法テラスの本来事業として公費から支出すべきであるとし、私選の子どもの手続代理人の報酬については償還義務のない給付制の民事法律扶助を創設し、子ども自身がその利用契約を締結できるようにすべきであるとの意見を公表している。

2 運用上の手当て

法改正はいまだ実現していないが、運用上の工夫により、国選の手続代理人の報酬については、父母に資力がない場合でも、最低限の手当てがなされてきた。具体的には、父母が法テラスの民事法律扶助を利用して自己に代理人を付けている場合、その立替援助における「その他実費」として、国選の子どもの手続代理人の報酬が追加費用支出の対象となることが法テラスとの間で確認されている。「その他実費」全体の上限額は30万円である⁸⁾。もっとも、この実費についても償還の対象となるため、選任がちゅうちょされる現状は変わっていない。

3 部会での議論

前置きが長くなったが、日弁連は、こうした問題状況を踏まえ、部会においても子どもの手続代理人の報酬を巡る議論を議題に挙げ、総合法律支援法の具体的な改正案を示すなどした。しかしながら、この点に関する最高裁の説明は、報酬制度の改正のあり方については、意見を述べる立場にないというものであった。

そこで、前記のとおり、部会の議論は、主として子どもの手続代理人の役割の議論を中心に

進行することとなった。

V 残された課題

「子どもの手続代理人制度の充実」部会での協議の経過は以上のとおりである。最後に、残された課題について述べたい。

1 子どもの手続代理人制度の活用

部会の何よりの成果は「有用な類型」である。しかし、これが現実の制度利用に結びつかなければ、絵に描いた餅である。子どもの利益のために、「有用な類型」を参考に、ここぞという場面においては勇気をもって制度利用を試みてほしい。そして、当面は、その牽引役を果たすのは親の代理人である。子どもの手続代理人となる弁護士向けだけではなく、離婚事件を受任する機会の多い弁護士向けに、制度利用の方法を研修する必要があるだろう。

2 報酬の公費負担の実現

子どもの手続代理人の報酬の公費負担を実現するためには、総合法律支援法の改正が必要となる。そのためには関係諸機関との協議はもとより、子どもの手続代理人の具体的活動を通して、子どもにとっての制度の有用性が社会に広く認識される必要がある。その上で、報酬問題の本質が、弁護士の経営上の問題ではなく、法的支援を受けるべき子どもたちにそれが行き届かない点にこそあるのだということが社会に理解される必要がある。そのために、今後も地道な努力を継続することが重要である。

(日弁連・最高裁協議「子どもの手続代理人制度の充実」部会協議員)

8) 国選の子どもの手続代理人の報酬決定及び回収のプロセスは、小田正二「東京家裁における家事事件手続法の運用について—東京三弁護士会との意見交換の概要と成果を中心に—」判タ1396号25頁(38頁以下)を参照。